

入所した後こんな時は子ども課へ

● 入所の要件が変わった時

何の要件で入所しているか確認する必要があるため、変更後の状況を証明する書類をご提出ください。

退職し求職活動する	求職活動申立書 (原則、2か月以内の就労が必須)
求職活動していたが就職した	就労証明書
自営業を始めた	就労証明書
家族の看護・介護をする	保育の必要性の申立書
病気療養することになった	診断書

● 母が妊娠した時

産前産後の予定によって、上のお子さんが継続在園できる期間が変わります。母子手帳の交付を受けたら、市子ども課に写しを提出のうえ、予定をご相談ください。

就労の要件で入園している	産前産後休暇から 育児休暇に切り替わる前に「保育短時間認定」へ、職場復帰前には再度「保育標準時間認定」へ の変更手続きが必要です(詳細は次ページ)。
産前産後の要件で入園している	出産後に求職活動する場合、 求職活動申立書 の提出が必要です。 産後8週経過後、 原則3か月以内に就労決定する必要 があります。就労決定後は、就労証明書をご提出ください。

※ 産後8週経過後、復職や求職活動の予定がない場合は退園となります。

● 世帯の状況が変わった時

変更後の内容を**教育・保育給付認定変更申請書兼届出書**に記入しご提出ください。

- ・ 住所の変更(市外へ転出する場合は、特にご連絡ください。)
- ・ 婚姻・離婚に伴う保護者変更や氏変更

● 退園する時

引越しや保育の必要性の要件が終了した時など、退園する際は、退園する月の末日までに**教育・保育給付認定変更申請書兼届出書**をご提出ください。

★ 各種書類の用紙は、各園や市子ども課に置いてあります。

★ 書類提出を怠ったり虚無の申出が判明した時には、在園資格を取消(退園)しますので、必ず適切な手続きを行ってください。

注意!

保育料が決定した後、確定申告の修正(修正申告)を行った場合、変更の届出は必要ありませんが、**保育料が変更となる可能性**があります。
その際には、市子ども課に直接お問合せください。

保育標準時間・短時間認定

保育所等でお子さんを預けられる時間は、保護者の就労状況等によって「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」に分かれており、保育料も異なります。

認定の変更には、**変更する月の前月の末日まで**に、市子ども課に**教育・保育給付認定変更申請書兼届出書**を提出いただく必要があります。

通常保育時間外は、延長保育を利用できます（別途料金がかかります）。

保育標準時間と短時間の違いって？

	保育標準時間	保育短時間
認定の要件	<ul style="list-style-type: none">就労、看護、介護、就学時間が月120時間以上求職活動（原則2か月以内）産前産後8週間	<ul style="list-style-type: none">就労、看護、介護、就学時間が月120時間未満育児休暇期間
保育所の利用可能時間(例)	7:00 ← 通常保育時間 → 18:00 ← 延長保育時間 → 19:00	7:00 ← 延長保育時間 → 8:30 ← 通常保育時間 → 16:30 ← 延長保育時間 → 19:00

注意！ 上記の利用可能時間は、保育短時間が8:30~16:30の場合の一例です。**園によって保育時間が異なります**ので、ご注意ください。

Q&A

Q・短時間認定になったら標準時間には変更できないの？

A・変更できます。

育児休暇から復職した場合など標準時間の認定要件に該当していることが確認できた時や、家庭の事情により保育標準時間の適用を希望する場合に変更可能です。

Q・認定時間を変更するにはどうすればいいの？

A・**市子ども課での変更申請が必要**です。印鑑をお持ちのうえ、市子ども課へお越しください。なお、手続きを行った月の次の月から変更となりますので、お早めにご連絡ください。

例) 4月中に標準時間認定の手続きを行った場合、標準時間認定になるのは5月から

Q・通っている園の保育短時間が8時~16時の場合、それ以外の時間は利用できないの？

A・それ以外の時間も利用できます。（開園時間内に限ります。）

その場合、延長保育料がかかります。延長保育料の金額や支払い方法は、各園にご確認ください。